

休眠預金等のお取り扱いについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申し出により払戻しをさせていただきますこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する以下の日のうち最も遅い日です。

- ① 異動が最後にあった日
- ② 定期預金の満期日など、預金等に係る債権の行使が期待される日
- ③ 預金者等への通知発送日
- ④ 預金等に該当することとなった日

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動があったこと（当庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 預金者から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下「公告」という）の対象となっている場合に限り。）
 - (あ) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (い) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は以下のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	① 預金者等の申出による入金帳の発行（再発行含む）、記帳 ② 預金者等の申出による次の契約内容の変更（「手形・小切手発行」、「移管」に限る）
普通預金 決済用普通預金	① 預金者等の申出による通帳の発行（再発行含む）、記帳若しくは繰越 ② 預金者等による残高確認の求め（「当金庫内ATMにおける残高照会及び取引履歴照会」に限る） ③ 預金者等の申出による契約内容の変更（「当金庫内ATMにおける支払限度額変更、キャッシュカード発行（再発行含む）、回収及び暗証番号の変更」、「移管」に限る） ④ 総合口座については、当該商品に係る他の預金等について、異動事由の全部または一部が生じたこと。
貯蓄預金	① 預金者等の申出による通帳の発行（再発行含む）、記帳若しくは繰越 ② 預金者等による残高確認の求め（「当金庫内ATMにおける残高照会及び取引履歴照会」に限る） ③ 預金者等の申出による契約内容の変更（「当金庫内ATMにおける支払限度額変更」、「キャッシュカード発行（再発行含む）、回収及び暗証番号の変更」、「移管」に限る）
納税準備金預金	① 預金者等の申出による通帳の発行（再発行含む）、記帳若しくは繰越 ② 預金者等の申出による契約内容の変更（「移管」に限る）
通知預金	① 預金者等の申出による通帳の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引が無い場合を除く）若しくは繰越 ② 預金者等の申出による契約内容の変更（「移管」に限る）
定期預金 ※	① 預金者等の申出による通帳、証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引が無い場合を除く） ② 預金者等の申出による契約内容の変更（「媒体変更（通帳から証書または通帳、証書から通帳への変更）」、「移管」に限る）
自動継続定期預金 ※	① 預金者等の申出による通帳、証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引が無い場合を除く） ② 預金者等の申出による契約内容の変更（「媒体変更（通帳から証書または通帳、証書から通帳への変更）」、「総合口座への組入れ・組入の解除」、「移管」に限る） ③ 総合口座については、当該商品に係る他の預金等について、異動事由の全部または一部が生じたこと。
定期積金 （スーパー積金）	① 預金者等の申出による通帳の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引が無い場合を除く） ② 預金者等の申出による契約内容の変更（「移管」に限る）

※期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）、変動金利定期預金、自由プラン、自由金利型定期預金（大口定期預金）が該当します。
※休眠預金共通規定は [こちら](#) をご参照下さい。